

# ○倉敷市議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条—第6条）

第3章 議会運営の原則（第7条・第8条）

第4章 市民と議会の関係（第9条—第12条）

第5章 市長等と議会の関係（第13条—第17条）

第6章 議会及び議会事務局の体制（第18条—第22条）

第7章 最高規範性（第23条）

第8章 補則（第24条）

### 附則

議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市民が市長と議会の議員を直接選挙する二元代表制の下、市の議決機関としてその役割を担い、議員は、市民の信託に応える責務を有している。

また、地方分権の進展による市の自己決定及び自己責任の領域が一層拡大し、議会の果たすべき役割の重要性がこれまで以上に高まっている中で、議会は、議会が住民自治の根幹をなす機関であるということを再認識し、その機能の一層の充実を図っていかなければならない。

このため、倉敷市議会は、議会に関する基本的事項を明らかにし、議会の一層の活性化を推進し、市民に開かれた議会として、市民の意思を反映させ、もって市民福祉の向上と市政の発展のために全力を尽くすことをここに決意し、議会の最高規範として、全議員の総意によりこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念及び基本方針を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則、議会運営の原則、市民と議会の関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会の関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- (3) 市長等が行う事務の執行への監視及び評価を適切に行うこと。
- (4) 積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (5) 議会改革を継続的に推進すること。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議決機関として、調査活動等を通じて市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (3) 適正な市政運営が行われるよう、市民本位の立場から市長等が行う事務の執行を監視し、及び評価すること。
- (4) 言論の府及び合議制の機関として、議員間の自由闊達な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上を目指すこと。
- (2) 言論の府及び合議制の機関である議会を構成する一員として、議員間の自由闊達な討議を尊重すること。
- (3) 議員個人の自主性及び自立性を高めるため、日常の調査、研修等を通じて、自己の

能力及び資質の一層の向上に努めること。

(会派)

第6条 議員は、共通の理念と基本的政策が一致する議員で会派を結成し、活動できるものとする。

2 会派は、政策立案、政策提言等に際して、議論を尽くし、その意思を表明することができるものとする。

### 第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第7条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

(委員会の運営)

第8条 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 特別委員会は、市政の課題に対応して特に必要がある場合にこれを設置し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

3 議員は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

### 第4章 市民と議会の関係

(市民との関係の基本原則)

第9条 議会は、委員会を原則公開とし、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に発信し、議会の透明性を高めるよう努めるものとする。

(市民の参画機会の創出等)

第10条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるため、市民の多様な参画機会の創出に努めるものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2第2項に規定する参考人制度等を積極的に活用し、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

3 議会は、請願を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら

提案者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。

(広報活動の充実)

第11条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとする。

(議案に対する賛否の公表)

第12条 議会は、議案に対する各議員の賛否を、ホームページ等で公表するものとする。

## 第5章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第13条 議会は、二代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかについて監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(議員の質問等)

第14条 議員は、本会議における質問等は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 本会議及び委員会において、市長等及びその補助職員は、議員の質問等について、論点を明確にするため、議員に対し反問することができる。

(議会への提案説明等)

第15条 議会は、市長が提案する条例、予算、決算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

(市長等に求める情報提供)

第16条 議会は、政策形成過程の透明性を図るため、市長等に、必要な情報提供を求めることができる。

(議決事項を追加する場合の理由等の明示)

第17条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制

(議会の機能強化)

第18条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策立案、政策提言等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の強化)

第21条 議会は、議会の政策立案及び政策提言に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

(予算の確保)

第22条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

## 第7章 最高規範性

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

## 第8章 補則

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。